

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たの翌日が休日には、その日を除く)

## 目次

◆規則 鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(都市計画課)

◆告示 屋外広告物に係る禁止地域等の指定(〃)

公布された規則のあらまし

◆鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

一 屋外広告物の表示等の禁止地域及び制限地域に係る規則の適

用が除外されることとなる屋外広告物等のうち、自己の氏名等の内容を表示するため自己の居所等に表示し、又は設置される屋外広告物等に準ずるものは、次のとおりとすることとした。

1 講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示し、又は設置されるもの

2 人若しくは動物又は現に運行の用に供されている車両、船舶等に表示し、又は設置されるもの

二 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 この規則は、平成元年七月一日から施行することとした。

## 規則

鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年六月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県規則第五十一号

鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則  
鳥取県屋外広告物条例施行規則(昭和三十七年十月鳥取県規則第五十号)  
の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「第十条第七号」を「第十条第二項第五号」に改め、「  
公益上、慣例上その他の理由によりやむを得ないと認められるもので」を削り、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示し、又は設置されるもの

二 人若しくは動物又は現に運行の用に供されている車両、船舶等に表示し、又は設置されるもの

第六条第四項第三号を削り、同条中同項を第五項とし、同条第三項中「第十条第六号に規定する一時的又は仮設的なもので規則で定めるもの」を第四項とし、同条第二項中「第十条第五号に規定するはり紙又ははり札で規則で定めるもの」を「第十条第二項第三号に規定する規則で定める基準」に改め、同条中同項を第四項とし、同条第二項中「第十条第二項第三号に規定するはり紙又ははり札に改め、同条第一号中「はり紙で」を「はり紙にあっては、」に、「のもの」を「であること。」に改め、同条第二号中「はり札にあっては、」に、「のもの」を「であること。」に改め、同条中同項を第三項とし、同条第一項中「第十条第三号及び第四号」を「第十条第二項第一号及び第二号」に、「別表第二」を「別表第三」に改め、同条中同項を第二項とし、同項の前に次の二項を加える。

条例第十条第一項第三号に規定する公益上、慣例上その他の理由によりやむを得ないと認められるもので規則で定めるものは、次のとおりとする。

一　国の機関、地方公共団体又は公共的団体がその事務執行のために表示し、又は設置するもの

二　季節的行事又は宗教的行事のために表示し、又は設置するもの

三　街灯を設置し、又はその経費を負担する者が当該街灯に自己の氏名若しくは名称又は商品名を表示するもので別表第一の基準に適合するもの

別表第一個別の基準の項第一号イ中「条例別表第三に規定する制限地域のうち道路から両側五〇〇メートル以内の地域又は鉄道から大山側」を「道路又は鉄道から」に改める。

別表第三を削り、別表第二第一号中「第十条第三号」を「第十条第二項

第一号」に改め、同表第二号中「第十条第四号」を「第十条第二項第二号」に改め、同表を別表第三とし、別表第一の次に次の二表を加える。

## 別表第二（第六条関係）

## 街灯に表示する広告物の基準

一　街灯柱に巻き付け、又は直接塗布するものでないこと。

二　大きさが縦一・一メートル以下、横〇・三メートル以下であること。

と。

三　突き出し部分の長さが〇・四メートル以下であること。

四　道路の中心線に直角に設置すること。

五　地面から広告板の下端までの高さが四・五メートル以上であること。

六　街灯柱一本につき一個であること。

## 附 則

この規則は、平成元年七月一日から施行する。

## 告 示

## 鳥取県告示第六百八十五号

鳥取県屋外広告物条例（昭和三十七年七月鳥取県条例第三十一号。以下「条例」という。）第二条及び第三条の規定に基づき、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年七月一日から施行するので、条例第十七条の二の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部都市計画課及び各土木事務所において公衆の縦覧に供する。

平成元年六月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 条例第二条第一項第一号の知事が指定する地域は、次に掲げる国宝、重要文化財又は県指定保護文化財の周囲五〇メートル以内の地域とする。

種 別	名 称	所 在 地
国 宝	三仏寺奥の院(投入堂)	東伯郡三朝町大字三徳
重 要 文 化 财	仁風閣	鳥取市東町二丁目
重 要 文 化 财	不動院岩屋堂	八頭郡若桜町大字岩屋堂
重 要 文 化 财	三仏寺納経堂、三仏寺地蔵堂及び幣殿	東伯郡三朝町大字三徳
重 要 文 化 财	大山寺阿弥陀堂	西伯郡大山町大山
重 要 文 化 财	聖神社本殿	島取市行徳
財 県 指 定 保 護 文 化	神崎神社本殿	赤崎
財 県 指 定 保 護 文 化	大神山神社本殿	西伯郡大山町大山

二 条例第二条第一項第三号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。

路 線 名	区 間	望 で き る 場 所
一般国道九号		
一般国道百七十号	岩美郡福部村大字湯山字池瀬二〇七〇一地先から鳥取市浜坂字宇都路谷一〇四二一二地先まで	
一般国道四百三十一号	東伯郡羽合町大字長瀬字二ノ御建山下一九五三一八地先まで	
一般国道四百三十一号	岩美郡若美町大字小羽尾字浜頭六五一一四地先から同町大字牧谷字砂濱六九〇一一二八地先まで	
吉線	米子市夜見町字砂濱一三〇八四一一地先から境港市麦垣町字川向前三三六三三四地先まで	
県道米子大山線	東伯郡三朝町大字横手字川向四八八地先から倉吉市八屋字中河原三五九一二地先まで	
県道倉吉赤崎中山線	米子市二本木字上大向一六五一三地先から西伯郡大山町大山字大山一一五十五地先まで	
	西伯郡中山町羽田井字中津原字家ノ上三七四一二地先から山町大山字別宮字上馬野二一二一地先まで	
	東伯郡東伯町大字山川字新田ヶ平六五六一地先から同町大字赤崎町大字山川字萩原一八四四一一〇地先まで	

鳥取市道浜坂二 号線	山縣道鳥取砂丘湯	県道如來原御机 線	県道大山佐摩線	県道大山寺岸本 線	県道湯山鳥取線	県道大山口停車場 大山線	県道網代港岩美 停車場線	県道倉吉江府溝 線	県道大山上福田 線	県道名和岸本線
鳥取市浜坂字東浜一 五七一 一一三地先まで	村大字湯山字高浜二 六四一 四五七地先まで	岩美郡福部村大字細川字 岡平、字町浦、字田町、字仲町及び字新町の地域、同町大字旭 の地域、同町大字中興寺のうち字谷口、字市場頭、字中坪、字 松原、字小草及び字四月井手の地域並びに同町大字龍島の地域 の一部並びに同郡羽合町大字上浅津のうち字宮ノ本の地域	日野郡溝口町金屋谷字朽谷原三 一二〇一 一一地先まで	本町小林字下ノ原一二〇一 一一地先まで	岩美郡福部村大字湯山字池測二 〇七二一 一三地先から鳥 取市覚寺字椎谷八 四七一 一〇地先まで	西伯郡大山町大山字大山一 一五九 一五地先まで	西伯郡大山町大字網代字大 網代南側三〇九地先から同 町岩立字碑谷八 四七一 一〇地先まで	西伯郡大山町大字明高字野中 九八二 一五地先から日野 郡溝口町岩立字辻堂一〇六七 一地先まで	東伯郡東伯町大字中津原字家 ノ上三七七一 二地先から同町 大字野添字野津三 五二六一 三地先まで	西伯郡大山町今在家字西林七 三〇一 三地先から同町 大字野添字野津三 五二六一 三地先まで

三  
条例第二条第一項第四号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。

名 称	地 域	間
東郷池	東伯郡東郷町大字松崎のうち字上町、字長坂、字阿弥陀、字南 岡平、字町浦、字田町、字仲町及び字新町の地域、同町大字旭 の地域、同町大字中興寺のうち字谷口、字市場頭、字中坪、字 松原、字小草及び字四月井手の地域並びに同町大字龍島の地域 の一部並びに同郡羽合町大字上浅津のうち字宮ノ本の地域	日野郡日野町根雨字ヲソコエ七 一三一 一地先から同町 大字荒神前道下タ一 二〇五地先まで
湖山池	鳥取都市計画区域のうち市街化区域の地域	日野郡日野町根雨字ヲソコエ七 一三一 一地先から同郡日 野町福長字碑ヶ谷一 四一四一 一地先まで

岩美町道陸上中 央線	福部村道細川湊	岩美郡岩美町大字陸上字下塚畠三 三一 一地先から同町 大字小羽尾字浜頭六 五一 一四地先まで
2	次に掲げる道路の日野川側五〇〇メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所	2

四 条例第三条第一項第一号の知事が指定する区域は、次に掲げる区域とする。

- 1 鳥取都市計画区域
- 2 倉吉都市計画区域
- 3 米子境港都市計画区域

五 条例第三条第一項第三号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。

1 次に掲げる道路の両側五〇〇メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区間
一般国道九号	二の1の表に掲げる区間以外の区間
県道江府中和用 瀬線	日野郡江府町大字江尾字町尻り瀬下一四一四地先から 同町大字下蚊屋字三王原四〇二一三地先まで
県道鳥取鹿野倉 吉線	気高郡鹿野町大字河内字別所河原二七一一一三地先から 東伯郡三朝町大字三徳字馬場一五七八一三地先まで
県道赤崎大山線	東伯郡赤崎町大字赤崎字孤山一一五一六地先から西 伯郡中山町羽田井字弁出料四三二地先まで
県道名和岸本線	西伯郡大山町坊領字川下五三六一三地先から同町今在 家字西林七三〇一三地先まで
口線 県道倉吉江府溝	西伯郡大山町岩立字辻堂一〇五一地先から同町溝口字 澤田五九一二地先まで

2 次に掲げる道路の両側二〇〇メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区間
県道淀江岸本線	全線
県道大山口停車場大山線	西伯郡大山町國信字笠原五四三一四地先から同町坊領 字川下五三六一三地先まで
県道金屋谷米子線	日野郡溝口町岩立字辻堂一〇六七一地先から西伯郡 岸本町丸山字背戸原一八〇〇一十九地先まで
県道金屋谷江府線	全線

一般国道三百七 十三号	県内全線	二の1の表に掲げる区間以外の県内の区間
一般国道四百三 十一号	県内全線	八頭郡佐治村大字字柄原字辰巳峰三八五地先から同郡用瀬町大字用瀬字樋ノ口四七五一地先まで
県道村岡若桜線	県内全線	八頭郡佐治村大字字柄原字辰巳峰三八五地先から同郡用瀬町大字用瀬字樋ノ口四七五一地先まで
県道江府中和用 瀬線	県内全線	八頭郡佐治村大字字柄原字辰巳峰三八五地先から同郡用瀬町大字用瀬字樋ノ口四七五一地先まで
県道新見日南線	県内全線	八頭郡佐治村大字字柄原字辰巳峰三八五地先から同郡用瀬町大字用瀬字樋ノ口四七五一地先まで
県道鳥取鹿野倉 吉線	県内全線	八頭郡佐治村大字字柄原字辰巳峰三八五地先から同郡用瀬町大字用瀬字樋ノ口四七五一地先まで
県道鳥取鹿野倉 吉線	県内全線	八頭郡佐治村大字字柄原字辰巳峰三八五地先から同郡用瀬町大字用瀬字樋ノ口四七五一地先まで
鳥取市今町一丁目二四八地先から氣高郡鹿野町大字鹿 野字大工町尻二四四三一〇地先まで	鳥取市今町一丁目二四八地先から氣高郡鹿野町大字鹿 野字大工町尻二四四三一〇地先まで	鳥取市今町一丁目二四八地先から氣高郡鹿野町大字鹿 野字大工町尻二四四三一〇地先まで
山田字福呂八四四一八地先まで	山田字福呂八四四一八地先まで	山田字福呂八四四一八地先まで
東伯郡三朝町大字坂本字橋ノ上一七地先から同町大字 倉吉市上井町一丁目一〇一四地先から東伯郡泊村大 字園字池淵二一九一地先まで	東伯郡三朝町大字坂本字橋ノ上一七地先から同町大字 倉吉市上井町一丁目一〇一四地先から東伯郡泊村大 字園字池淵二一九一地先まで	東伯郡三朝町大字坂本字橋ノ上一七地先から同町大字 倉吉市上井町一丁目一〇一四地先から東伯郡泊村大 字園字池淵二一九一地先まで
県道倉吉青谷線	県内全線	県内全線
県道倉吉由良線	県内全線	県内全線
県道米子大山線	二の1の表に掲げる区間以外の区間	二の1の表に掲げる区間以外の区間
県道三朝東郷線	全線	二の1の表に掲げる区間以外の区間
美継	全線	二の1の表に掲げる区間以外の区間
県道郡家鹿野氣	八頭郡河原町大字袋河原字上内河原一一地先から鳥 取市長谷字川向三一九一一地先まで	八頭郡河原町大字袋河原字上内河原一一地先から鳥 取市長谷字川向三一九一一地先まで

県道東郷羽合線	全線	岩美郡岩美町大字浦富字二タ股三一八九一七地先から 同大字字中浜二四七五二三七地先まで	岩美郡岩美町大字浦富字二タ股三一八九一七地先から 同大字字中浜二四七五二三七地先まで	県道網代港岩美停車場線	全線	鳥取市古海字下新田三〇一地先から同市長谷字猪ノ木 三七〇一地先まで
県道大山口停車場線	全線	西伯郡岸本町丸山字赤溜二一七一地先から米子市熊党 字西南三三一一一地先まで	西伯郡岸本町丸山字赤溜二一七一地先から米子市熊党 字西南三三一一一地先まで	県道金屋谷米子	同町大字浦富字國次一〇三七一三八地先まで	東伯郡東伯町大字丸尾字女給一〇二一地先から同町 大字別宮字松平二一三一地先まで
県道東郷湖線	全線	西伯郡岸本町丸山字赤溜二一七一地先から米子市熊党 字西南三三一一一地先まで	西伯郡岸本町丸山字赤溜二一七一地先から米子市熊党 字西南三三一一一地先まで	県道大山口停車場線	同町大字浦富字國次一〇三七一三八地先まで	鳥取市古海字下新田三〇一地先から同市長谷字猪ノ木 三七〇一地先まで
県道長和田羽合	全線	西伯郡岸本町丸山字赤溜二一七一地先から米子市熊党 字西南三三一一一地先まで	西伯郡岸本町丸山字赤溜二一七一地先から米子市熊党 字西南三三一一一地先まで	県道大山口停車場線	同町大字浦富字國次一〇三七一三八地先まで	東伯郡東伯町大字丸尾字女給一〇二一地先から同町 大字別宮字松平二一三一地先まで
全線	全線	西伯郡岸本町丸山字赤溜二一七一地先から米子市熊党 字西南三三一一一地先まで	西伯郡岸本町丸山字赤溜二一七一地先から米子市熊党 字西南三三一一一地先まで	県道大山口停車場線	同町大字浦富字國次一〇三七一三八地先まで	鳥取市古海字下新田三〇一地先から同市長谷字猪ノ木 三七〇一地先まで

西日本旅客鉄	西日本	線路名	区間	線路名	区間	線路名	区間	線路名	区間
山陰本線	伯備線			西日本旅客鉄道株式会社	伯備線	西日本旅客鉄道株式会社	伯備線	県道鉢伏田畠線	全線
五の4の表に掲げる区間以外の県内の区間	五の4の表に掲げる区間以外の県内の区間			山陰本線	日野郡溝口町溝口字矢ノ尻七五五一四地先から米子市今在家字下井ノ上四二一ニ二地先まで	山陰本線	日野郡溝口町溝口字矢ノ尻七五五一四地先から米子市今在家字下井ノ上四二一ニ二地先まで	県道末長淀江線	全線
五の4の表に掲げる区間以外の県内の区間	五の4の表に掲げる区間以外の県内の区間			西伯郡大山町國信字笠原五二八一ニ二地先から米子市二本木字板橋一五一四地先まで	西伯郡大山町國信字笠原五二八一ニ二地先から米子市二本木字板橋一五一四地先まで	西伯郡大山町國信字笠原五二八一ニ二地先から米子市二本木字板橋一五一四地先まで	西伯郡大山町國信字笠原五二八一ニ二地先から米子市二本木字板橋一五一四地先まで	若桜鉄道株式会社	全線
五の4の表に掲げる区間以外の県内の区間	五の4の表に掲げる区間以外の県内の区間			停車場線上山赤崎	全線	停車場線上山赤崎	全線	因美線	県内全線

- 5 次に掲げる鉄道の両側二〇〇メートル以内の地域で当該鉄道から展望できる場所
- 3 二の2の表に掲げる道路の日野川に面しない側二〇〇メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所
- 4 次に掲げる鉄道の大山側五〇〇メートル以内の地域及び大山に面しない側二〇〇メートル以内の地域で当該鉄道から展望できる場所

道 株 式 会 社	境 線	因 美 線	県 内 全 線
若桜鉄道株式会社	全線	全線	全線